

都 監 第 140 号  
平成 28 年 2 月 23 日

都 城 市 長 様  
都 城 市 議 会 議 長 様  
都 城 市 教 育 委 員 会 様

都 城 市 監 査 委 員 新 井 克 美  
都 城 市 監 査 委 員 上 之 園 誠  
都 城 市 監 査 委 員 杉 村 義 秀

監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を通知してください。

# 目 次

	ページ
1 監査の対象団体名	1
2 監査の対象範囲	1
3 監査の実施期間	1
4 監査の内容及び方法	1
5 監査の結果	
(1) 職業訓練法人都城地域職業訓練協会	2
(2) 社会福祉法人あさざり福祉会	3
(3) 社会福祉法人都城市社会福祉協議会	4
(4) 公益財団法人都城市文化振興財団	5
(5) 高崎町星の郷総合産業株式会社	6
6 監査の意見	7

## 財政的援助団体等監査の結果に関する報告書

### 1 監査の対象団体名

監査の対象とした団体は、次に掲げる出資団体及び指定管理者である。

番号	団体名	区分	施設の名称	所管課
(1)	職業訓練法人都城地域 職業訓練協会	指定管理者	職業訓練センター	商工政策課
			カンガエールプラザ	
(2)	社会福祉法人あさぎり 福祉会	指定管理者	山田養護老人ホーム霧峰園	山田 市民生活課
(3)	社会福祉法人都城市社 会福祉協議会	指定管理者	山田総合福祉センター	山田 市民生活課
			山田元気な高齢者健康増進 センター	
(4)	公益財団法人都市文 化振興財団	出資団体 指定管理者	総合文化ホール	生活文化課
(5)	高崎町星の郷総合産業 株式会社	出資団体 指定管理者	高崎総合公園（公園施設）	高崎 産業建設課
			高崎総合公園（体育施設）	教育委員会 スポーツ 振興課

(注) 「山田総合支所市民生活課」等の表記は、「山田市民生活課」の例による。

### 2 監査の対象範囲

平成 26 年度及び平成 27 年度（監査日現在まで）の出納その他の事務の執行状況

### 3 監査の実施期間

職業訓練法人都城地域職業訓練協会	平成 27 年 8 月 3 日から平成 27 年 10 月 14 日まで
社会福祉法人あさぎり福祉会	平成 27 年 8 月 3 日から平成 27 年 10 月 27 日まで
社会福祉法人都城市社会福祉協議会	平成 27 年 8 月 3 日から平成 27 年 10 月 27 日まで
公益財団法人都市文化振興財団	平成 27 年 10 月 20 日から平成 28 年 1 月 26 日まで
高崎町星の郷総合産業株式会社	平成 27 年 10 月 20 日から平成 28 年 2 月 12 日まで

### 4 監査の内容及び方法

今回の監査は、次に掲げる事項を主眼として、提出された関係帳簿と証拠書類の調査を行うとともに、所管課及び対象団体からの説明を聴取する方法により実施した。

- ① 出資団体については、出資目的に沿った事業運営が行われているか、財務諸表に経営成績及び財政状態が正しく表示されているか、また、会計経理及び財産管理は適切に行われているか。
- ② 公の施設の指定管理者については、当該施設に係る管理及びその他の事務が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか。

## 5 監査の結果

### (1) 職業訓練法人都城地域職業訓練協会（所管課 商工政策課）

#### ア 管理施設の概要

##### (ア) 都城市職業訓練センター

指定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指定管理料 なし（平成 26 年度）

##### (イ) 都城市カンガエールプラザ

指定期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで（3 年間）

指定管理料 2,083,000 円（平成 26 年度）

#### イ 監査の結果

##### (ア) 都城市職業訓練センター

① 基本協定書第 19 条に基づき提出された業務計画書の内容が具体的でないため、指定管理者が、当該施設について、「職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって、職業の安定と労働者の地位の向上を図る」（職業訓練センター条例第 1 条）目的のため、具体的にどのように管理運営していくのかが明確でなかった。

② 基本協定書第 13 条第 1 項は、指定管理者は、事前に市の承諾を受けた場合を除き、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない旨を定めているところ、消防設備点検委託における第三者への委託業務について、事前に市長の承認を得ていなかった。

③ 職業訓練センター条例第 13 条は、「施設等の使用料は無料とする」と定めているところ、指定管理者は、施設利用者から、電気料の実費を徴収していた。

##### (イ) 都城市カンガエールプラザ

① 耐震構造が不適格により宿泊施設として利用することができない旧宿泊棟を指定管理の対象施設としていた。

この旧宿泊棟については、施設の安全性や公共性を考慮した上で、指定管理の対象施設とすることの適否について検討されたい。

② 基本協定書第 19 条に基づき提出された業務計画書の内容が具体的でないため、指定管理者が、当該施設について、「産業の発展を担う人材を育てる」（都城市カンガエールプラザ条例第 1 条）目的のため、具体的にどのように管理運営していくのかが明確でなかった。

- ③ 業務報告書に添付された収支決算書における「収入」に繰越金が計上されておらず、また、同「支出」に計上された内容が不明確であった。
- ④ 都城市カンガエールプラザ条例第 13 条第 4 項は、利用料金を収入させる場合は、その額についてあらかじめ市長の承認を得なければならない旨を規定しているところ、指定管理者は、事前に、市長の承認を得ていなかった。
- ⑤ 基本協定書第 13 条第 1 項は、指定管理者は、事前に市の承諾を受けた場合を除き、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない旨を定めているところ、剪定作業業務委託、本館清掃委託及び消防設備点検委託における第三者への委託業務について、事前に、市長の承認を得ていなかった。

## (2) 社会福祉法人あさぎり福祉会（所管課 山田市民生活課）

### ア 管理施設の概要

都城市山田養護老人ホーム霧峰園

指定期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指定管理料 96,967,000 円（平成 26 年度）

### イ 監査の結果

- ① 地方自治法第 244 条の 2 第 4 項は、「条例には指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。」と規定しているところ、公の施設の管理運営費として支出することが適当でない無年金者に対する金銭支給について、条例に定めのないまま、基本協定書の仕様書に規定し、指定管理者が施設入居者に支給していた。

指定管理料は指定管理業務に係る経費にのみ充てられるべきものであり、条例によらず、指定管理料の中から支給していることの適否について検討されたい。

- ② 基本協定書第 23 条は、老人福祉法第 21 条第 1 項第 2 号に規定された市が行う措置に関する費用で、厚生労働省通知に基づき市が決定する事務費並びに厚生労働省通知に基づく生活費、葬祭費及び移送費の合算額以下を指定管理料として支払う旨を定めているところ、この金額を超えた指定管理料を支払っていた。
- ③ 実体が労務管理費である費用について、「霧峰園会計収支決算報告書」において「業務委託費」として計上し、かつ、その積算根拠が明確でなかった。

## (3) 社会福祉法人都城市社会福祉協議会（所管課 山田市民生活課）

### ア 管理施設の概要

(ア) 都城市山田総合福祉センター

指定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指定管理料 2,365,000 円（平成 26 年度）

(イ) 都城市山田元気な高齢者健康増進センター

指定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで (5 年間)

指定管理料 7,962,000 円(平成 26 年度)

イ 監査の結果

(ア) 都城市山田総合福祉センター

① 基本協定書第 43 条は、「指定管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、指定管理業務に係る独立の預金口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。」と定めているところ、指定管理業務に係る出納を、指定管理業務に係る専用口座を開設しないまま管理していた。

② 基本協定書第 19 条に基づき提出された業務計画書の内容が具体的でないため、指定管理者が、当該施設について、「市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚」(都城市山田町公の施設条例別表第 1)の目的のため、具体的にどのように管理運営していくのかが明確でなかった。

③ 指定管理者が、本施設内において、都城市山田町公の施設条例に規定されていない事業(デイサービス事業)を行っていた。

地方自治法第 244 条の 2 第 4 項は、指定管理業務の範囲について条例で定める旨を規定しているため、デイサービス事業を指定管理者に行わせるのであれば、その旨を条例で明確にされたい。

④ 都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 8 条は、利用料金を収入させる場合は、その額についてあらかじめ市長の承認を得なければならない旨を規定しているところ、指定管理者は、事前に、市長の承認を得ていなかった。

(イ) 都城市山田元気な高齢者健康増進センター

① 基本協定書第 43 条は、「指定管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、指定管理業務に係る独立の預金口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。」と定めているところ、指定管理業務に係る出納を、指定管理業務に係る専用口座を開設しないまま管理していた。

② 基本協定書第 19 条に基づき提出された業務計画書の内容が具体的でないため、指定管理者が、当該施設について、「介護保険では自立のため給付対象とならない高齢者に対する福祉サービスの提供及び健康の増進」(都城市山田町公の施設条例別表第 1)の目的のため、具体的にどのように管理運営していくのかが明確でなかった。

(4) 公益財団法人 都城市文化振興財団 (所管課 生活文化課)

ア 出資団体の概要

出資金 30,000,000 円 (出資比率 100%)

イ 管理施設の概要

都城市総合文化ホール

指定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指定管理料 214, 181, 000 円（平成 26 年度）

ウ 出資団体に関する監査の結果

- ① 公益財団法人都市文化振興財団財務規程第 10 条は、取引は証拠書類に基づく伝票によって処理する旨を、また、同規程第 14 条第 1 項第 2 号は、伝票の保存期間は 5 年とする旨を、それぞれ規定しているところ、監査を実施した時点では、平成 26 年 4 月分の振替伝票のほとんどの存在が明らかでなかった（その後判明したとの報告を受けた。）。
- ② 同規程第 9 条は、仕訳帳、現金出納帳及び預金出納帳を備えなければならない旨を規定しているところ、これら帳簿がいずれも備え付けられていなかった。
- ③ 同規程第 10 条は、財団の会計に関するすべての取引は、証拠書類に基づく伝票によって処理しなければならない旨を規定しているところ、入金伝票及び出金伝票による処理を行っていなかった。
- ④ 小口現金の取扱いについて、精算手続に関する規定がなく、かつ、帳簿上の処理が不適切であった。
- ⑤ 「執行伺書兼支出命令書」の「決済日」欄の大半が空欄となっており、その書面上で支払の有無が明確でなかった。
- ⑥ 決算報告書の一つである「内訳書（正味財産増減計算ベース）」の「雑収入」の金額が総勘定元帳の金額と相違していた。
- ⑦ 納付済（前日以前納付）の利用料金を還付する際、当日の利用料金収入から支払い、その日の利用料金収入は、当該還付金と相殺して、計上していた。

エ 指定管理者に関する監査の結果

- ① 基本協定書は、指定管理者に対して、日常的にセルフモニタリングを行い、その結果を正確に記載した日報及び事業報告書を作成し、市に提出する旨を定めているところ、このセルフモニタリングの実施する場合における内容及び方法が具体的に明らかでなかった。
- ② 基本協定書は、設置者に対して、定期モニタリング評価シートに基づいて定期モニタリングを実施する旨を定めているところ、定期モニタリング評価シートによらないでこれを実施していた。
- ③ 基本協定書第 13 条第 1 項は、指定管理者は、事前に市の承諾を受けた場合を除き、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない旨を定めているところ、事前に、市長の承認を得ていなかった。

(5) 高崎町星の郷総合産業株式会社（所管課 スポーツ振興課、高崎産業建設課）

ア 出資団体の概要

出資金 30, 750, 000 円（出資比率 80. 7%）

イ 管理施設の概要

(ア) 高崎総合公園（温泉交流センター等 5 施設部分）

指定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指定管理料 49,991,000 円（平成 26 年度）

所管課 高崎産業建設課

(イ) 高崎総合公園（体育施設部分）、高崎大牟田地区体育館

指定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで（3 年間）

指定管理料 18,708,000 円（平成 26 年度）

所管課 スポーツ振興課

#### ウ 出資団体に関する監査の結果

- ① 出資団体が制定した会計規則は、金銭は金融機関に預け入れて保管しなければならない旨（第 10 条）を、また、出納責任者は、日々の現金支払に充てるため、小口現金を置くことができる旨（第 11 条）を、それぞれ規定しているところ、小口の支払いに充てるため引き出した現金について、「小口現金」勘定を設けず、かつ、精算手続をすることなく、「現金」勘定のまま金庫で管理していた。
- ② 同会計規則により、会社に備え付けることと規定されている（第 23 条）現金出納簿、固定資産台帳及び備品台帳がいずれも備え付けられていなかった。
- ③ 出資団体の経営状況については、平成 26 年度を含め赤字が続いており、安定しているとはいえない。赤字部門の施設について、存続を含めた抜本的な見直しを図るなどして、更なる効率的な経営を望みたい。

#### エ 指定管理者に関する監査の結果（高崎産業建設課）

- ① 温泉交流センター利用時間については、都城市都市公園条例第 7 条別表第 2 は、「午前 6 時から午後 9 時 30 分まで」と規定しているところ、基本協定書別紙 3 は、「午前 6 時から午後 10 時まで」と定めており、基本協定書の定めが条例に抵触していた。条例と整合性が取れるよう適切な対応を図られたい。
- ② 基本協定書に提出が義務付けられている業務計画書（第 19 条）及び業務報告書（第 20 条）がいずれも提出されていなかった。
- ③ 都城市都市公園条例第 21 条第 3 項は、利用料金を収入させる場合は、その額についてあらかじめ市長の承認を得なければならない旨を規定しているところ、指定管理者は、事前に、市長の承認を得ていなかった。
- ④ たちばな天文台において、入館料の徴収について領収書等を発行せず、また、入館者と入館料の把握もできておらず、さらに、入館料を 1 週間分まとめて入金していた。

#### オ 指定管理者に関する監査の結果（スポーツ振興課）

- ① 基本協定書第 19 条に基づき提出された業務計画書の内容が具体的でないため、指定管理者が、当該施設について、「都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資する」（都城市都市公園条例第 1 条）の目的のため、具体的にどのように管理運営していくのかが明確でなかった。
- ② 市長は、収納の事務の受託を受けた指定管理者に対して収入事務受託者証を



交付しなければならないとされている（都城市財務規則第 52 条）ところ、これを交付していなかった。

- ③ 基本協定書第 13 条第 1 項は、指定管理者は、事前に市の承諾を受けた場合を除き、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない旨を定めているところ、警備請負業務委託、薬剤散布業務委託、枝伐採業務委託及び木くず産業廃棄物処分業務委託について、事前に、市長の承認を得ていなかった。

## 6 監査の意見

出資団体の経営者は、その団体に公金が出資されていることを認識し、常に安定した経営を図ること、また、出資目的に沿った企業活動を行うことが求められる。また、出資団体を担当する所管課の職員は、企業会計を熟知した上で、出資団体が出資目的に沿った企業活動を行っているかどうかについて、適時・適切に指導・監督する必要がある。

次に、指定管理者に係る公の施設の管理を担当する所管課は、指定管理料金の設定が適当か、収入（利用料金）及び支出（人件費、事務管理費等）に関する事務処理が適切に行われているか等について調査し、適時・適切な指導・監督を図る必要がある。具体的には、施設の設置目的と具体的な管理方法を明確にすること、指定管理者に対して関係法令、募集要領、仕様書等に基づく適正な指定管理業務を履行させること、指定管理者のインセンティブの向上を図ること、そして、設置者自らが利用者（市民）に対する満足度アンケートを実施すること等である。指定管理者制度導入によって、当該施設について、行政サービスの向上及び経費の節減が図られることが望まれる。